

令和4年度 大分県認定林業事業者担当者会議

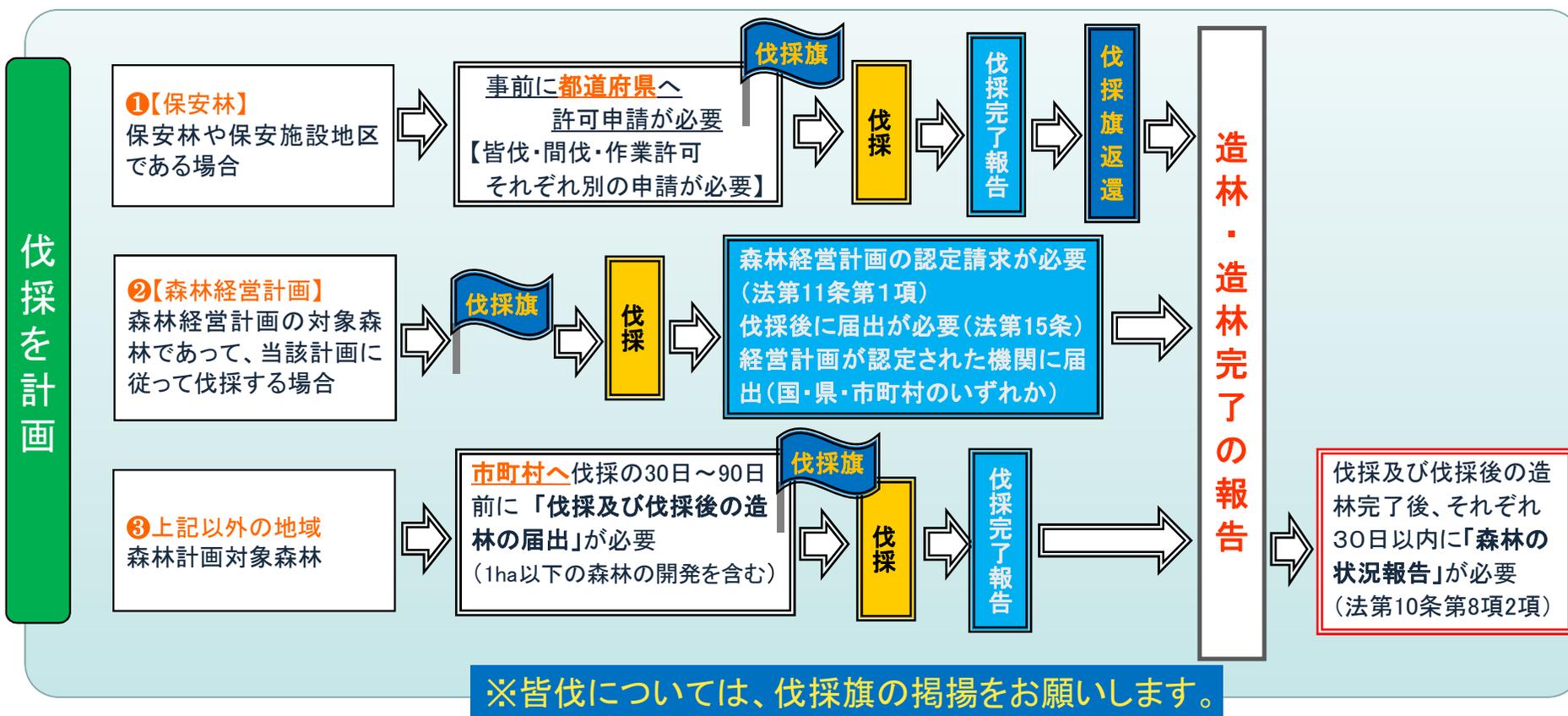
伐採届出制度等について

令和4年6月14日

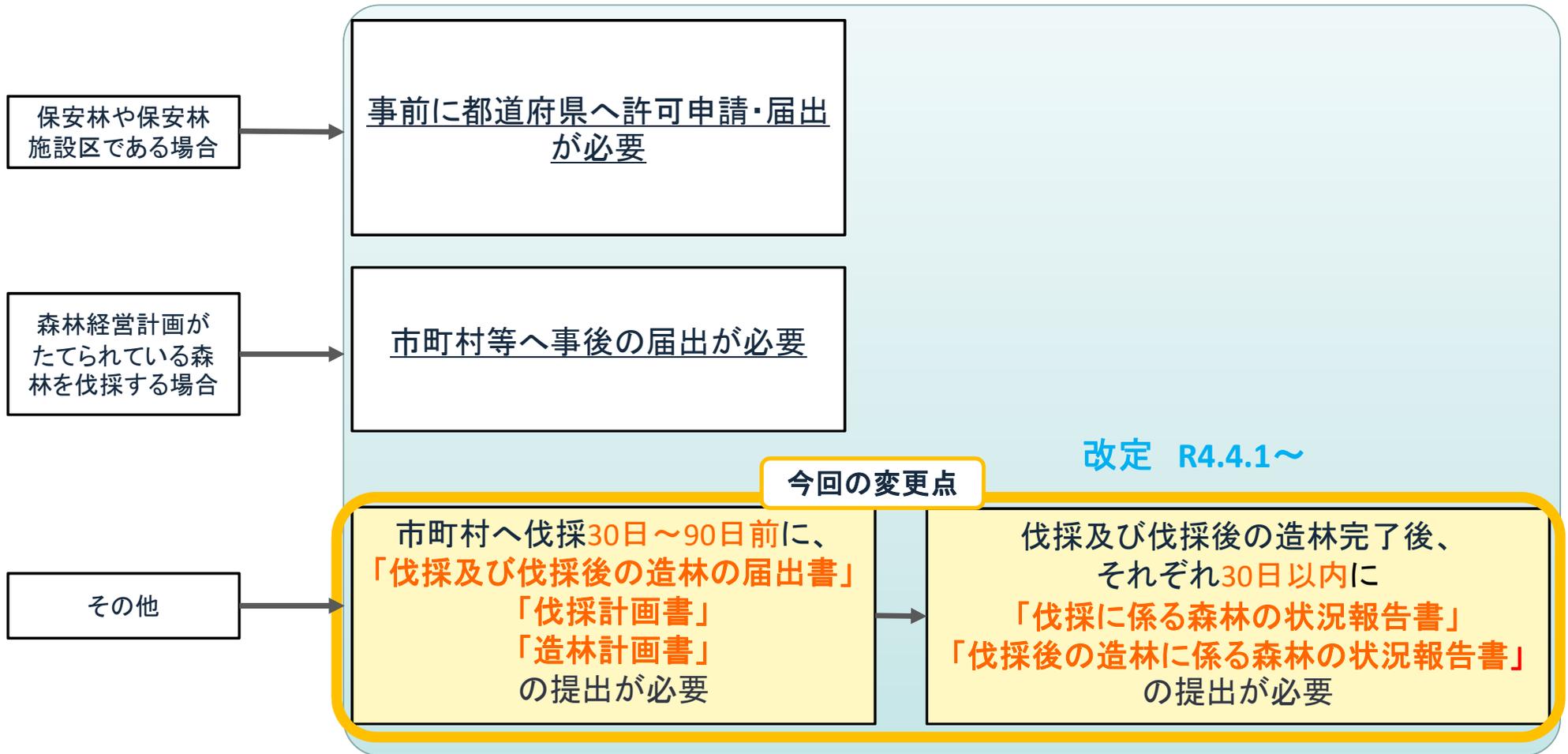
林務管理課 森林・林業企画班

伐採の届出等について

地域森林計画の対象となっている私有林の立木を伐採する場合、森林区域や目的別に伐採の届や許可が必要となります。伐採後に造林等により更新を行った時は造林の報告が必要です。伐採旗は、皆伐時に交付されます。



伐採の届出等について



伐採届出制度の変更点について

これまで(～ R4.3.31)

変更後(R4.4.1～)

伐採者と造林者がそれぞれ作成

届出

伐採造林届出書

- 伐採者、造林者連名での記載
- ・森林の所在場所
- ・伐採実施計画
- ・伐採後の造林計画

変更

伐採造林届出書

- ・伐採者、造林者連名での記載
- ※伐採業者等が立木買い受け等で伐採する場合は、森林所有者と伐採業者の連名で届出
- ・森林の所在場所

完了

伐採造林状況報告書

- 伐採者、造林者連名での記載
- ・森林の所在場所
- ・伐採実施状況
- ・伐採後の造林の実施状況

変更

合計3枚提出

それぞれ1回提出

伐採計画

- ・伐採者の氏名・住所
- ・伐採計画
- 作業委託先
- 集材方法の記載を追加
- チェックリスト・搬出計画図

完了後

伐採に係る森林の状況報告書

- ・伐採者の氏名・住所
- ・森林の所在場所
- ・伐採実施状況
- 作業委託先
- 集材方法の記載を追加

造林計画

- ・造林者の氏名・住所
- ・伐採後の造林の計画
- 作業委託先
- 鳥獣害防止の記載を追加

完了後

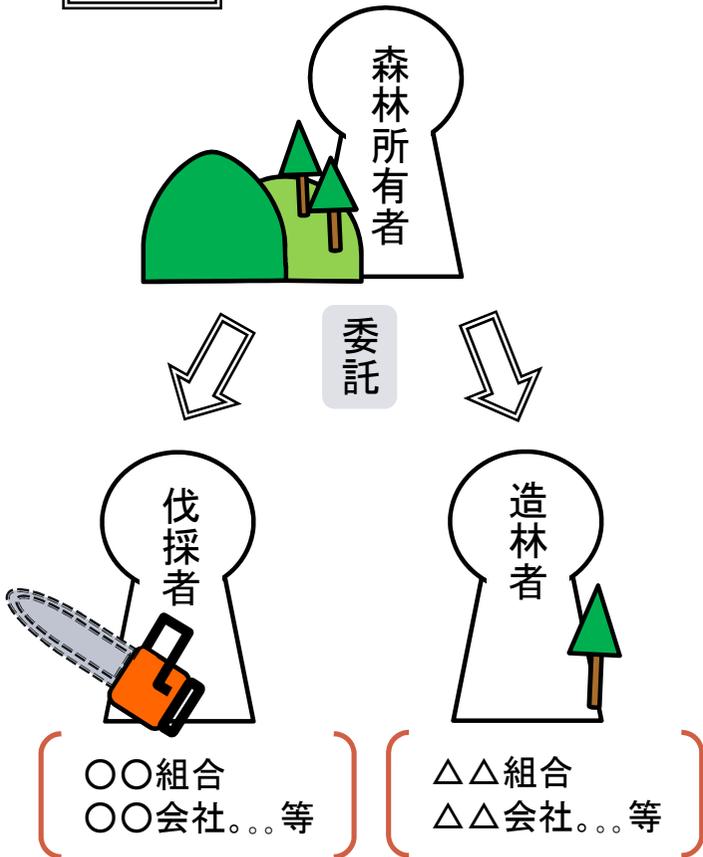
伐採後の造林に係る森林の状況報告書

- ・造林者の氏名・住所
- ・伐採後の造林の実施状況
- 作業委託先
- 鳥獣害防止の記載を追加

それぞれ作業終了後30日以内に提出
伐採後の報告が新たに必要となった。

伐採届出制度の例

例 1



届出者・報告者

伐採造林届出書

届出人 → 森林所有者

伐採計画

伐採する者の住所・氏名

→ 森林所有者

作業委託先

→ 伐採者 (〇〇組合、〇〇会社など)

造林計画

造林する者の住所・氏名

→ 森林所有者

作業委託先

→ 造林者 (△△組合、△△会社など)

伐採に係る 森林の状況報告書

報告者

→ 伐採の権原を持つ者
(ここでは森林所有者)

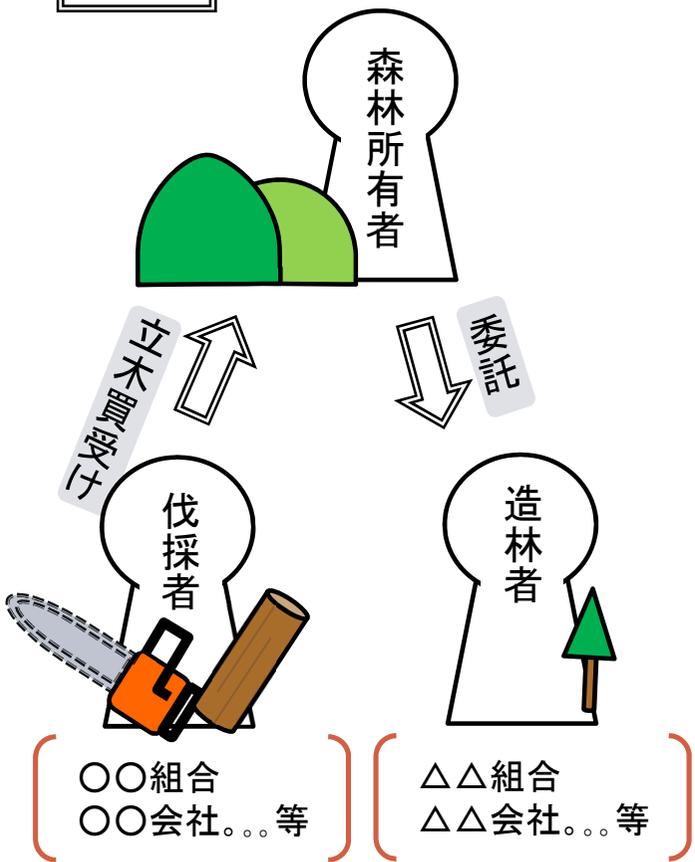
伐採後の造林に係る 森林の状況報告書

報告者

→ 造林の権原を持つ者
(ここでは森林所有者)

伐採届出制度の例

例 2



届出者・報告者

伐採造林届出書 届出人 → 森林所有者・伐採者 (連名)	伐採計画 伐採する者の住所・氏名 → 伐採者 (〇〇組合、〇〇会社など) 作業委託先 → なし	造林計画 造林する者の住所・氏名 → 森林所有者 作業委託先 → 造林者 (△△組合、△△会社など)
伐採に係る 森林の状況報告書 報告者 → 伐採の権原を持つ者 (ここでは伐採者)	伐採後の造林に係る 森林の状況報告書 報告者 → 造林の権原を持つ者 (ここでは森林所有者)	

伐採及び伐採後の造林の届出書の記載要領

～R4.3.31まで
伐採及び伐採後の造林の届出書

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

市町村長 殿

住所 届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

年月日

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

①伐採届ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

①届出人が森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者となっているか？
②伐採する(権原を有する)者と伐採後の造林をする(権原を有する)者が異なる場合、連名となっているか？
③法人の場合は法人登記印が、個人の場合は認印が押印されているか？(ただし、個人で自署の場合は押印省略可)

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番
郡 村

①伐採面積 ②伐採方法 ③伐採樹種 ④伐採年齢 ⑤伐採期間

少数第2位まで記載されているか(第3位で四捨五入されているか)？

伐採率は、立木材積に占める伐採率(%)となっているか？

市町村森林整備計画に定める「択伐による複層林施業を推進すべき森林」に指定されている場合、伐採方法が適合しているか？

伐採する森林が異齢林の場合、伐採する立木のうち最も多いものの林齢、最低林齢及び最高林齢が記載されているか？

①初期は届出年月日以降30～90日となっているか？
②伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか？

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？(伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。)
②市町村森林整備計画に定める「植栽による更新が困難な森林」の場合、人工造林が計画されているか？
③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

4 規則第9条第1項の届出書の様式 (新様式 R4.4.1～)

伐採届及び伐採後の造林の届出書

令和 年 月 日

殿

住所 届出人

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採届は届出者である(のうち) が所有する立木(又は長期受委託契約者)に基づき が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所有場所

市 町 大字 字 番地
郡 村

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数点第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採及び伐採後の造林の届出書の記載要領

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採及び伐採後の造林の届出書

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

年月日

市町村長 殿

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

住所 届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

次のおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

①届出人が森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益を有する者となっているか？
②伐採する(権原を有する)者と伐採後の造林をする(権原を有する)者が異なる場合、連名となっているか？

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番

2 伐採の計画

伐採面積 ha

伐採方法 主伐(皆伐・択伐)・間伐 伐採率 %

伐採樹種

伐採の期間

3 伐採後の造林の計画

造林面積 (A+B+C+D) ha

人工造林による面積 (A+B) ha

植栽による面積 (A) ha

人工播種による面積 (B) ha

天然更新による面積 (C+D) ha

ぼう芽更新による面積 (C) ha

天然更新補助作業の有無 地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし

天然下種更新による面積 (D) ha

天然更新補助作業の有無 地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし

市町村森林整備計画に定める「択伐による複層林施業を推進すべき森林」に指定されている場合、伐採方法が適合しているか？

伐採する森林が異齢林の場合、伐採する立木のうち最も多いものの林齢、最低林齢及び最高林齢が記載されているか？

伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？(伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。)

市町村森林整備計画に定める「超齢によらなければ適確な更新が困難な森林」の場合、人工造林が計画されているか？

伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか？

伐採の計画が別添様式になり、伐採者の住所と氏名を記載する事になった。

(別添)

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

伐採の計画書が別添様式になり、伐採者の住所と氏名を記載する事になった。

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち、人工林 ha、天然林 ha)
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐 伐採率 %
作業委託先	
伐採樹種	
伐採の期間	
集材方法	集材路・架線・その他()
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m・延長 m

作業委託先、集材方法等の記載が追加された。

2 備考

注意事項

- 伐採率欄には、立木伐採による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びびくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他針葉樹、ふな、くぬぎ及びその他広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採樹齢欄には、伐採する森林が異例林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇~〇)」のように記載すること。

伐採及び伐採後の造林の届出書の記載要領

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

①始期は届出年月日以降 30~90 日となっているか？
②伐採の期間が 1 年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか？

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？（伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。）
②市町村森林整備計画に定める「植栽によるなければ適確な更新が困難な森林」の場合、人工造林が計画されているか？
③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。
皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内
択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を超えない期間

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？
植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新がなされない場合				

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄が全て記載されているか？
②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から 2 年以内に造林する計画となっているか？

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途が記載されているか？
②転用面積は 1ha 以下か？

4 備考

①森林法以外の法令により施業の制限により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。
②合法性等の証明の希望の有無について記載する。(任意)
転用の場合は「確認通知書」、それ以外の場合は「適合通知書」

(別添)

造林計画書

造林の計画書が別添様式になり、造林者の住所と氏名を記載する事になった。
(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 伐採後の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)						
5年後において適確な更新がなされない場合						

作業の委託先と鳥獣害対策(シカネット等)の設置に関することが追加された。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

報告者 氏名 法人にあっては、
名称及び代表者の氏名

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市 郡	町大字 村	字	地番
--------	----------	---	----

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	人工植栽	R4年3月10日 ～ R4年4月20日	スギ	2.00 ha	5,000 本		
			ヒノキ	1.00 ha	3,000 本		
天然更新	天然下種更新	R2年12月9日 ～ R7年7月20日	ブナ、ミズナラ	2.00 ha	別添資料による		

4 備考

伐採後の用途：宅地造成

伐採者または伐採後の造林をする者(森林所有者等)が提出

- 伐採(造林)箇所ごとに報告書を作成
- 複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載
- 必要に応じて報告書に係る区域を示す図面を添付

複数の樹種を造林した場合には、造林した樹種ごとに複数行に分けて記載

天然更新の場合にあっては、

- 造林樹種は、代表的な樹種の記載
- 樹種別の造林面積の記載に代えて、造林地全体の面積の記載
- 樹種別の造林本数の記載に代えて、写真やチェックリスト等の更新状況のわかる資料の添付

とすることが可能

- 転用する場合には、伐採後の用途を記載
- 相続等により届出書と異なる所有者が提出情報する場合、当該相続に係る情報を記載

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告について（森林法施行規則第14条の2）

- 新たに法定された「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告」は、伐採した森林（間伐を除く。）について、造林が終わった日（伐採後に森林以外の用途に供する場合は、その伐採が終わった日。）の状況について、造林が終わった日（森林以外の用途に供する伐採が終わった日）から30日以内に市町村長に報告書を提出

○改正森林法

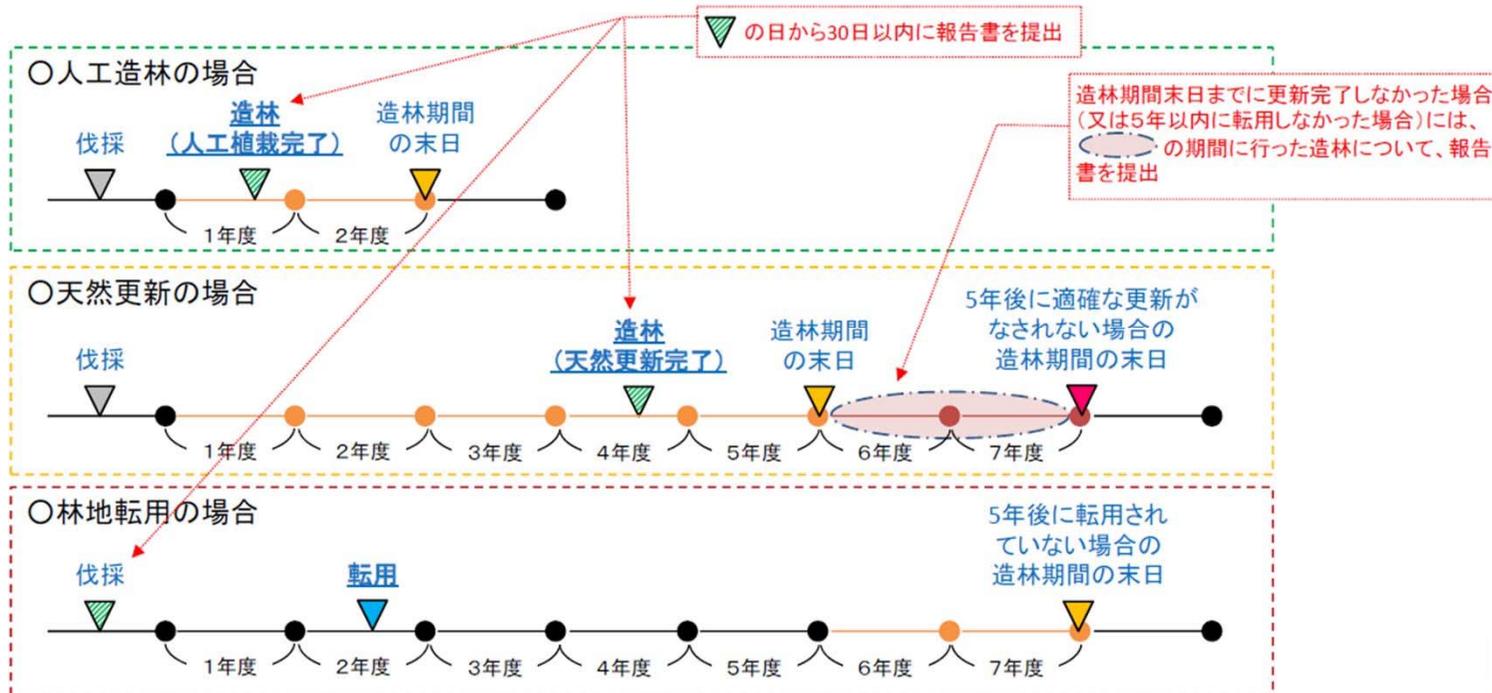
（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第10条の8（略）

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3（略）

※ 改正森林法施行日（H29年4月1日）以降に提出された伐採届出書に係る森林につき適用されることに留意



①伐採旗について 「保安林」

県振興局へ伐採許可申請を提出して、許可書とあわせて交付する。

- ・主伐: **2月、6月、9月、12月に申請**
 - ・伐採・造林: **完了後30日以内に提出**
- ※間伐・作業許可は、保安林関係の説明を参照ください

保安林の伐採等に関する 大分県のホームページURL
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16200/hoanrinkyoka.html>



②伐採旗について 「森林経営計画森林」

森林経営計画森林は、伐採届は事後でよいが、伐採旗は、事前に市町村へ申請し交付を受ける。
(県認定は、県へ申請)

伐採面積が「1ha以上」の箇所に交付する。

- ・伐採・造林の届出提出は
4月・6月・8月・11月・1月の毎月10日まで



③伐採旗について (①②以外の森林)

市町村へ「伐採届」を提出し、適合通知と合わせて交付される。
伐採面積が「1ha以上」の箇所^①に交付する。
伐採届出: 90~30日前
伐採・造林状況報告: それぞれ30日以内



The image shows a blue and white form for a logging permit application. At the top left, there is a yellow triangle with a black dot. The form has two white rectangular boxes for '番号' (Number) and '届出者' (Applicant). In the center is a large white circle containing the blue Japanese character '届' (Futaiki). At the bottom, there is a white rectangular box for '市町村名' (Municipality Name).

伐採届、伐採許可申請等の様式
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16200/hoanrinkyoka.html>
【大分県のホームページで「大分県伐採届」で検索してください】

伐採旗に関する 取り扱い事項

1 伐採旗の掲揚場所

伐採旗は、伐採を行う施行地で周囲から分かりやすい場所に掲揚する。

伐採箇所が許可を受けている箇所である証明をするものです。

2 植栽の完了と伐採旗の掲揚

植栽は、伐採から2年以内、天然更新は、伐採の翌年度から5年以内に更新を行う。

更新が完了するまで、伐採旗は掲揚する。

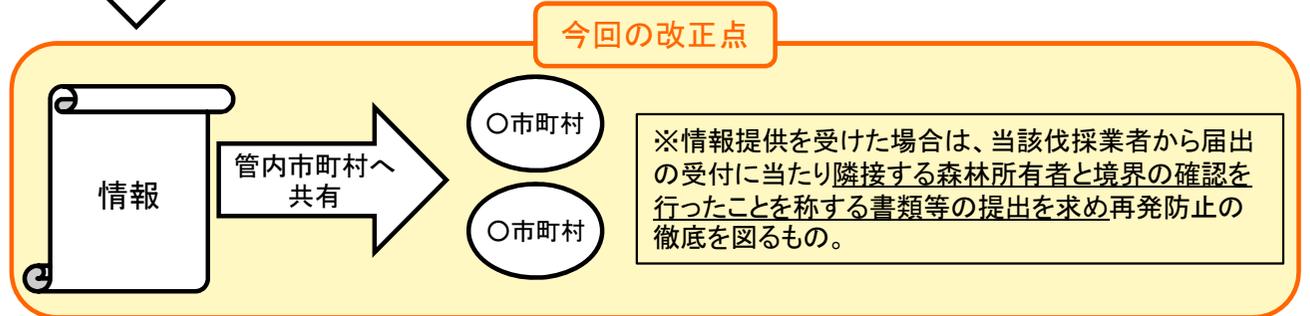
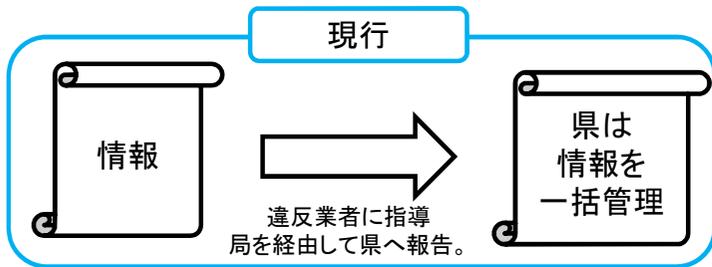
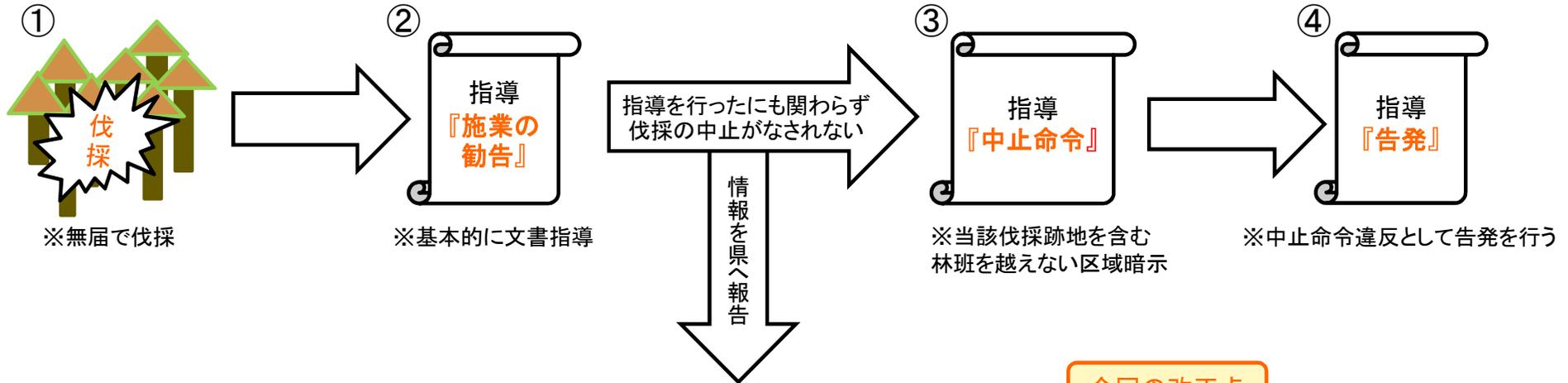
(注意事項)

- 1 「伐採及び植栽完了時の報告」をお願いします。
- 2 伐採届の届出人(申請者)には、伐採者と造林者が異なる場合は、**両名の記載**をしてください。

無届伐採における指導

※基本的に市町村から伐採業者へ文書指導

○無届伐採



※都道府県境を越えて広範囲に伐採を行う者で、事案が発生した場合、関係する都道府県にも併せて情報共有を行う

南九州4県連携 無断伐採への取組

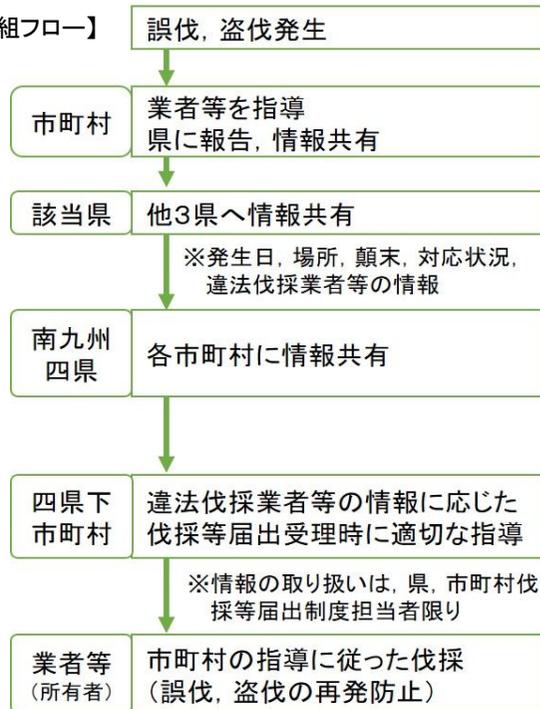
目的

- ・近年、皆伐の増加に伴い無断伐採等事案が発生
- ・このような違法伐採を未然に防ぐ抑止力とするため、南九州4県(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)で新たな連携体制を構築し、情報共有と事業者への指導強化に取り組む

主な内容

- ・市町村が違反者に指導を行った際、規定の様式で県へ報告
- ・県は県内市町村及び南九州4県に発生内容、事業者情報を共有
- ・その後、当該事業者から伐採届出が提出された際、①森林所有者と境界の確認同意が取れているか、②箇所、伐採・造林の計画と他の計画類や図面類との相違はないかなどを証する書類の提出を求め再発防止を図る

【取組フロー】



広報活動も県・市町村が協調して実施

- ・伐採業者や地域住民を対象にチラシの配布、広報誌やホームページへの掲載などによる広報活動の実施
- ・関係機関(県、市町村、警察など)の連携によるパトロール活動の実施
- ・合法伐採の視認確認が可能な伐採等届出済標識又は伐採旗掲揚(『伐採届旗の設置取扱要領』)の呼びかけ



上記の広報活動などを行うことで無断伐採等事案発生を抑止力とし、未然防止に努める。

違反を行った際

当該届出書を提出した者に対し、【主な内容】①、②書類の提出を求め再発防止を図る。
最後に情報共有のあった日から3年を経た伐採業者等の情報は削除を行う。

南九州4県連携 無断伐採への取組

1. 情報共有

<林野庁の流れ>

違反した伐採施業者に対し指導を行った場合、市町村は情報を管轄振興局を経由、県(林務管理課)へ報告

県は提供された情報を管内市町村へ情報共有
※都道府県境を越えて広範囲に伐採を行う者で、事案が発生した場合、関係する都道府県にも併せて情報共有を行う

当該届出書を提出した者に対し、当分の間、隣接する森林の所有者と境界確認を行ったことを証する書類の提出を求め、再発防止の徹底を図るもの。

<南九州4県の流れ>

違反した伐採施業者に対し文書指導を行った場合、市町村は情報を様式1に記載し管轄振興局を経由、県(林務管理課)へ報告

県は提供された情報を県内市町村、南九州4県(大分、熊本、宮崎、鹿児島)へ情報共有

当該届出書を提出した者に対し、
①森林所有者と境界の確認同意が取れているか
②箇所、伐採・造林の計画と他の計画や図面との相違はないか
等を証する書類の提出を求め再発防止を図る
最後に情報共有のあった日から3年を経た伐採業者等の情報は削除を行う

2. 広報活動・巡視パトロール

- ・広報誌やHP掲載、チラシの配布により無断伐採等事案の未然防止や再造林推進に関する広報活動
- ・警察など関係機関と連携した巡視パトロールの取組
- ・林野庁が開発した衛星画像による伐採地抽出システムを活用した無断伐採等の現地調査の実施

土地所有者届出制度

新たに森林所有者になった場合（森林の土地の取得）には、市町村に「**土地所有者届出**」が必要です。

※様式や詳細内容は、それぞれの提出先各市町村又は県のHPでご確認ください。

1ha未満の森林の取得（H24から）

新たに森林の土地の所有者となった者

90日以内に届出
（国土利用計画法に基づく届出をしたときは不要）

無届 ↓ 虚偽届出

10万円以下の過料

市町村
（林務担当課）

【お知らせ】
2024年から「**相続登記の義務化**」が予定されています。

一定面積以上の土地の取得

- ・ **売買**による森林の土地の取得
ただし、森林を含む土地について、次の面積の売買は**国土利用計画法に基づく届出**を行わなければならないため森林法上の届出は不要
 - 市街化区域 : 2,000m²以上
 - その他の都市計画区域 : 5,000m²以上
 - 都市計画区域外 : 10,000m²以上
- ・ **相続**による森林の土地の取得
- ・ **贈与**による森林の土地の取得
- ・ 森林の土地を所有している法人を買収（法人名義の変更を伴うもの）したことによる森林の土地の取得など、**全ての土地の所有権の移転が対象**

契約後2週間
以内に届出

市町村